

大口町 交通事故 発生状況

9件
昨年と
比べると

増加

令和6年に
町内で発生した
交通事故件数は

1,125 件

交通事故発生状況

	人身事故				物損事故	交通事故 件数合計
	件数	人数				
		死者	重傷者	軽傷者		
令和6年	133	0	2	147	992	1,125
令和5年	157	0	3	178	959	1,116
増減	-24	0	-1	-31	33	9

自転車乗車用 ヘルメット購入費補助制度

道路交通法の改正により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。これは、自転車乗車中の死亡・重傷事故の多くが、頭部の損傷であることに起因するものです。町ではヘルメットの着用を推進するため、購入費の一部を補助しています。

補助対象者 ▽町内にお住まいで、年度末に満7歳以上満18歳以下となる方（平成19年4月2日から平成31年4月1日生まれの方）※申

請者は保護者となります。▽町内に住所を有する当該年度末に満65歳以上となる方（昭和36年4月1日以前生まれの方）
※過去に補助を受けた方（着用者）は対象となりません。

補助対象となるヘルメット

4月1日以降に購入した、安全認証（SG・JCF・CE EN 1078・GS・CPSCマーク）を受けた新品のもの

※中学校が指定、推奨する通学用ヘルメットは除きます。

補助金額 購入金額の2分の1（上限2000円、10円未満切捨て）
※1人につき1回、1個限り

※CEマークはCE EN1078のみ補助対象となります。他のCEマークは対象となりませんので、ご注意ください。

申請に必要なもの

▽申請書兼誓約書・請求書（町ホームページまたは町民安全課窓口にて受領）▽領収書の写し（申請者の氏名・領収日・領収金額・購入相手方・購入品名が記載されたもの）※レシートは不可▽ヘルメットが安全認証を受けていることが確認できる書類（認証マークの提示、またはヘルメット持参）

問合せ先 町民安全課

☎95-1966

自転車損害賠償責任保険 等への加入義務化

愛知県では、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。自転車加害者となる事故が増加傾向にあり、加害者になった場合は、損害賠償責任が生じ、高額な賠償を請求されることもあります。

自動車保険や火災保険の特約等に自転車事故による損害賠償責任が補償に含まれていることがあります。現在加入している保険の補償範囲を確認しましょう。

また、自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマーク（有効期間は、点検・整備の日から1年間）には、傷害保険と賠償責任保険が付いています。もしものときに備えて、自転車の点検・整備を受けましょう。

免許自主返納制度

加齢による視力低下などで運転が不安な方や、家族から運転が心配といわれたら、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。愛知県内の警察署や運転免許試験場で自主返納を受け付けています。

また、返納された方は運転経歴証明書（有料）がで、愛知県警察に登録された「高齢者交通安全サポーター」の店舗で運転経歴証明書等を提示すると割引等の特典を受けられる制度があります。

町ホームページ、町民安全課窓口にて、近隣の高齢者交通安全サポーターの店舗一覧を配布しています。また、返納後、1年以内の方には長寿ふくし課窓口で大口町コミュニティバス回数券を交付（70歳以上）しています。

問合せ先 長寿ふくし課

☎94-0051

侵入盗被害が増加しています

近頃、侵入盗被害が増加しています。施錠の確認、防犯対策の徹底など、被害に遭わないよう努めましょう。



大口町 犯罪

発生状況

昨年と比べると **33件**

増加

令和6年に
町内で発生した
犯罪件数は

163件

特殊詐欺の 被害防止対策

令和6年は、役場や公的機関、大型商業施設の職員になりました特殊詐欺の予兆電話が多発しました。身の危険を感じたら、すぐに警察へ連絡してください。

お金に関する不審な電話がかかってきたときは、次の項目に気を付けてください。

▽言葉巧みな犯人と会話をしないで済むように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話を切ります）。

▽「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。

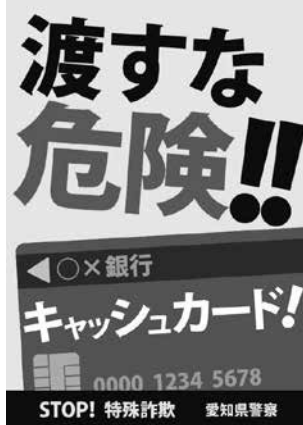
▽お金の要求には「すぐに振り込まない」「1人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。

▽落ち着いて話の要点をメモし、電話を切った後は家族や警察などに相談しましょう。

▽電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼ってお

きましょう。

▽保険料や医療費等の還付金がATMで返還されることは絶対にあリません。



大口町防犯対策補助金

侵入盗や乗物盗といった犯罪被害に遭わないためには、日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していく事が大切です。町では、住宅を対象とした防犯対策を施工する方に対し、費用の一部を補助する防犯対策補助金の制度がありますので、ぜひご活用ください。交付申請期間は工事（購入）後、1年間です。

なお、平成22年度以降に交付を受けた世帯は、再度の申請はできませんので、ご注意ください。

補助対象

▽玄関の主錠、補助錠

▽サッシのガラス、補助錠

▽戸板・窓等の鍵

▽屋外のセンサーライト

▽防犯用砂利（現地確認要）

▽録音機能付き電話

▽防犯カメラ

▽その他防犯対策に特に効果がある対策（テレビ付インターホン、面格子、ガラスフィルム等）

補助金の額

経費の3分の2の額（100円未満切捨て）※限度額1万円

申請に必要なもの

▽大口町防犯対策補助金交付申請書、請求書（町民安全課窓口にて受領、または町ホームページから印刷してください）

▽製品等の規格がわかる書類（パンフレット・説明書等）

▽購入品の詳細が分かる領収証（発行責任者の氏名が記入された原本）またはレシート

▽施工後の写真

▽所有者同意書（賃貸住宅のみ）